

# 伊 勢 市 公 報

第 285 号  
平成 29 年 9 月 20 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>農業委員会規則</b>	
○ 伊勢市農業委員会総会会議規則の一部を改正する等の規則	2
<b>消防本部訓令</b>	
○ 伊勢市指定消防水利規程	4
<b>農業委員会訓令</b>	
○ 伊勢市農業委員会規程の一部を改正する等の訓令	10
<b>告 示</b>	
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	14
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	15
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	16
○ 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ 選挙人名簿の登録の移替えの延期について	17
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	18
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	19
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	20
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	21
○ 公売公告兼見積価額公告	22
○ 公示送達	33
○ 公示送達	34
○ 犬の抑留について	35
<b>議会公告</b>	
○ パブリックコメントの結果公表について	36
<b>上下水道事業公告</b>	
○ 公共下水道事業受益者負担金の負担区の決定について	37

伊勢市農業委員会総会会議規則の一部を改正する等の規則を次のよう  
に定める。

平成 29 年 9 月 6 日

伊勢市農業委員会

会 長 早 川 繁 一

## 伊勢市農業委員会規則第1号

伊勢市農業委員会総会会議規則の一部を改正する等の規則

(伊勢市農業委員会総会会議規則の一部改正)

第1条 伊勢市農業委員会総会会議規則(平成17年伊勢市農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市農業委員会会議規則

第1条中「総会(以下「総会」という。)(会議)」を「会議(以下「会議」という。)」に改める。

第2条及び第3条中「総会(会議)」を「会議」に改める。

第5条中「総会」を「会議」に改める。

(伊勢市農業委員会部会会議規則の廃止)

第2条 伊勢市農業委員会部会会議規則(平成17年伊勢市農業委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)

附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員が在任する間は、第1条の規定による改正後の伊勢市農業委員会会議規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の伊勢市農業委員会総会会議規則の規定及び第2条の規定による廃止前の伊勢市農業委員会部会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

伊勢市指定消防水利規程を次のように定める。

平成 29 年 9 月 5 日

伊勢市消防長 坂 口 典 生

## 伊勢市消防本部訓令第1号

### 伊勢市指定消防水利規程

#### (趣旨)

第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定による消防水利の指定（以下「消防水利の指定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (指定の基準)

第2条 消防水利の指定は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）

第3条第1項及び第6条の規定に適合するものについて行うものとする。ただし、周辺の水利の状況その他の特別の事情によりやむを得ないと認められる場合は、その構造等により消防水利として有効と認められるものについて行うことができる。

#### (指定の手續)

第3条 消防水利の指定は、消防長が行う。

2 消防長は、消防水利の指定をしようとするときは、あらかじめ、必要な調査を行い、その使用方法、指定期間その他必要な事項について水利の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）と協議し、消防水利の指定に関する承諾書（様式第1号）により承諾を得ておかなければならない。

3 消防長は、消防水利の指定をしようとする水利の管理状況の確認又は使用に当たり、水利の関係者以外の者の土地又は工作物に立ち入る必要があるときは、あらかじめ当該土地又は工作物の関係者の承諾を得ておかなければならない。

4 消防長は、消防水利の指定をしたときは、その旨を当該指定をした消防水利（以下「指定消防水利」という。）の関係者及びその存する区域を管轄する市長又は町長に通知するものとする。

(標識の設置の手續)

第4条 前条第2項の規定は、消防法第21条第2項の規定による標識の設置について準用する。この場合において、前条第2項中「消防水利の指定に関する承諾書(様式第1号)」とあるのは、「消防水利標識設置承諾書(様式第2号)」と読み替えるものとする。

(指定消防水利の保全)

第5条 消防長は、関係者の協力を得て指定消防水利を常時使用可能な状態に置かなければならない。

(指定消防水利の変更等の届出)

第6条 消防法第21条第3項の規定による届出は、指定消防水利変更等届出書(様式第3号)を消防長に提出して行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、口頭ですることができる。

2 消防長は、前項の届出があったときは、実情を調査の上、関係者と協議し、適切な措置をとらなければならない。

(指定の解除の通知)

第7条 第3条第4項の規定は、消防水利の指定を解除した場合について準用する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、消防水利の指定に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年9月5日から施行する。

（宛先）伊勢市消防長

住所

氏名

㊞

消防水利の指定に関する承諾書

次の施設が消防法（昭和23年法律第186号）第21条第1項の規定により消防水利として指定されることを承諾します。

- 1 所有・管理・占有の別
- 2 所在地
- 3 施設種別
- 4 数量
- 5 水量
- 6 その他承諾事項
  - (1) 消防職員が施設の管理状況の確認をすること及び火災等の有事の際に消防隊が施設を使用することについて異議を申し立てません。
  - (2) 施設の維持管理は、所有者、管理者又は占有者が行うこと。
  - (3) 施設を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置くときは、消防法第21条第3項の規定により消防長に届け出ること。
- 7 添付書類  
案内図・配置図・構造図

年 月 日

（宛先）伊勢市消防長

住所

氏名

⑧

### 消防水利標識設置承諾書

次の土地に消防法（昭和23年法律第186号）第21条第2項の規定により標識が設置されることを承諾します。

1 所有・管理・占有の別

2 所在地

3 その他承諾事項

- (1) 消防職員が標識の状況の確認及び補修等のため土地に立ち入ることについて異議を申し立てません。
- (2) 工作物の設置、土地の形状の変更その他土地において標識の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をしようとするときは、消防長に届け出ること。



（宛先）伊勢市消防長

住所

氏名

㊞

指定消防水利変更等届出書

指定消防水利の変更・撤去・使用不能について届け出ます。

- 1 所在地
- 2 施設種別
- 3 届出の内容及び理由

次の欄は、記入しないでください。

受付欄	経過欄

伊勢市農業委員会規程の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

平成 29 年 9 月 6 日

伊勢市農業委員会

会 長 早 川 繁 一

## 伊勢市農業委員会訓令第1号

伊勢市農業委員会規程の一部を改正する等の訓令

(伊勢市農業委員会規程の一部改正)

第1条 伊勢市農業委員会規程（平成17年伊勢市農業委員会訓令第1号）

の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

(会長の互選)

第3条 会長の互選は、単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

(会長の職務代理者の互選)

第4条 前条の規定は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第5条第5項の規定により会長の職務を代理する者の互選について準用する。

(身分を示す証明書)

第5条 法第35条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式による。

第6条を削る。

第7条中「、会長及び部会長」を「及び会長」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同表伊勢市農業委員会農地部会長の項及び伊勢市農業委員会農業振興部会長の項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

表

第 号	身分証明書
住所	氏名
生年月日	
右の者は、三重県伊勢市農業委員会の あることを証する。	
年月日	伊勢市農業委員会

縦8センチメートル

横6.5センチメートル

裏

農業委員会等に関する法律 (報告、調査)
第三十五条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。
2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(伊勢市農業委員会事務局規程の一部改正)

第2条 伊勢市農業委員会事務局規程（平成17年伊勢市農業委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号アを次のように改める。

ア 農地等の権利移動及び転用に関すること。

第5条第2号アを次のように改める。

ア 農地等の利用の最適化の推進に関すること。

第5条第2号中エを削り、オをエとし、カからクまでをオからキまでとする。

第7条第1項中「、事務局長」を「及び事務局長」に改め、「及び関係部会長の決定」を削る。

(伊勢市農業委員会部会委員互選規程の廃止)

第3条 伊勢市農業委員会部会委員互選規程（平成17年伊勢市農業委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）

附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員が在任する間は、第1条の規定による改正後の伊勢市農業委員会規程の規定及び第2条の規定による改正後の伊勢市農業委員会事務局規程の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の伊勢市農業委員会規程の規定、第2条の規定による改正前の伊勢市農業委員会事務局規程の規定及び第3条の規定による廃止前の伊勢市農業委員会部会委員互選規程の規定は、なおその効力を有する。

伊勢市告示第 96 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 9 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称  
株式会社ケアプロフェッショナル
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 リハビリデイサービス みんなの家 伊勢明野  
所在地 伊勢市村松町 1375 番地 6
- 3 指定の年月日  
平成 29 年 9 月 1 日
- 4 サービスの種類  
地域密着型通所介護

伊勢市教育委員会告示第 11 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 29 年 9 月 14 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 20 日（水）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第 67 号 伊勢市青少年問題協議会委員の委嘱又は任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 29 年 9 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,168 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,059 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,117 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,351 人



伊勢市選挙管理委員会告示第 36 号

平成 29 年 10 月 29 日執行予定の伊勢市長及び伊勢市議会議員の選挙に伴い、平成 29 年 10 月 2 日から同年 10 月 29 日までの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、平成 29 年 10 月 30 日以後に延期します。

平成 29 年 9 月 1 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西宮 晴一

伊勢市上下水道事業告示第 19 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 2 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 29 年 9 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
401	創 和 建 設 株 式 会 社	松 阪 市 西 町 283 番 地 1	平 成 29 年 8 月 28 日

伊勢市上下水道事業告示第 20 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 17 号)第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成 29 年 9 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	廃止年月日
353	創和建设 株式会社	松阪市西町 283 番地 1	平成 29 年 8 月 30 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 21 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 29 年 9 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 29 年 9 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 29 年 10 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
中島 2 丁目、辻久留 1 丁目、大世古 3 丁目、大世古 4 丁目、御菌町長屋及び小俣町湯田の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 63 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 9 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 64 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

平成 29 年 9 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	平成 29 年 9 月 28 日（木）13 時 00 分から 平成 29 年 10 月 16 日（月）23 時 00 分まで
	入札期間	平成 29 年 10 月 23 日（月）13 時 00 分から 平成 29 年 10 月 30 日（月）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定の日時	平成 29 年 11 月 6 日（月）13 時 30 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	平成 29 年 11 月 6 日（月）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	18,000,000 円	
公 売 保 証 金	1,800,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

## 公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S29-1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市大世古1丁目 地 番 78番 地 目 宅地 地 積 251.73 m<sup>2</sup></p> <p>2 所 在 伊勢市大世古1丁目 地 番 79番 地 目 宅地 地 積 95.53 m<sup>2</sup></p> <p>(建物の表示)</p> <p>3 所 在 伊勢市大世古1丁目78番地、79番地 家屋番号 78番 種 類 居宅 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 床面積 1階 29.90 m<sup>2</sup>    2階 126.18 m<sup>2</sup>    3階 56.56 m<sup>2</sup></p>
見積 価額	18,000,000 円
公売 保証金	1,800,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 上記公売財産を一括売却する。</p> <p>2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>3 対象不動産は価格時点（平成29年6月28日）現在、所有者自身が利用している状況であり、使用収益を制限するもの（越境物、不法占拠物、借家人等）は存在しない。</p> <p>4 数量（地積、床面積）につき、評価数量は登記数量を採用している。</p> <p>5 土地の地目並びに建物の種類及び構造は、登記簿による。</p> <p>6 公売財産1及び2は、市街地内に位置し、東側で道路（市道・幅員5m程度・一方通行路）とほぼ等高に接面し、道路は建築基準法上の道路に該当する。地積は合計347.26 m<sup>2</sup>で、ほぼ長方形、間口約11m、奥行約32mの平坦地である。</p> <p>7 公売財産3は、昭和53年7月25日新築（築39年）。鉄筋コンクリート造陸屋根3階建。躯体部分の物理的減価は経年相応であり、建築資材にアスベストが使われているかは不明である。</p> <p>8 消費税及び地方消費税については混在財産である。</p>

売却却区分番号

S 29-1

所在図





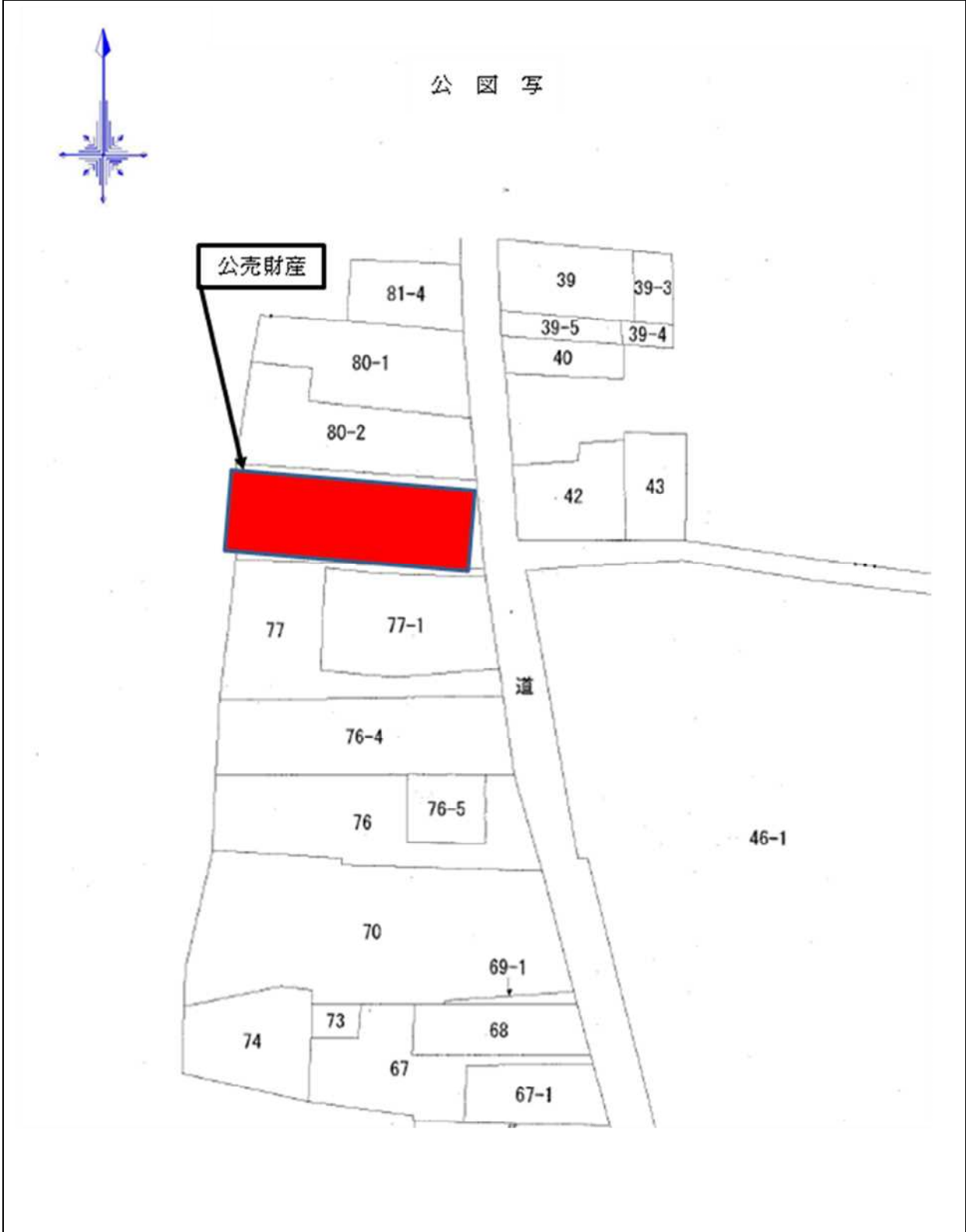
売却区分番号	S29-1
--------	-------

所在図



売却区分番号	S29-1
--------	-------

土地参考図(公図)

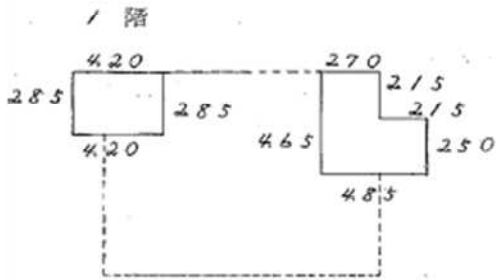


売却区分番号

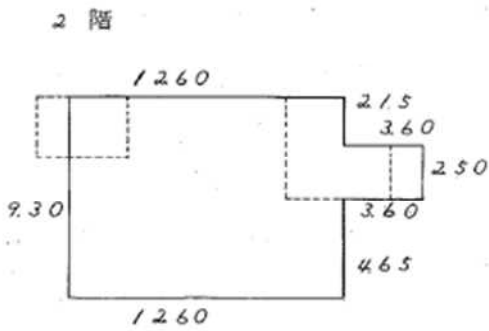
S29-1

建物参考図(各階平面図・建物図面)

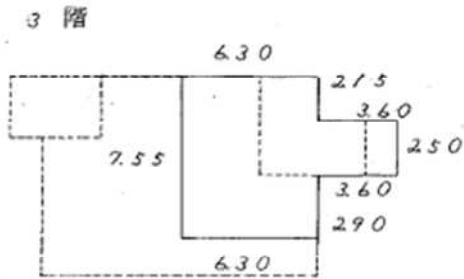
公 図 写



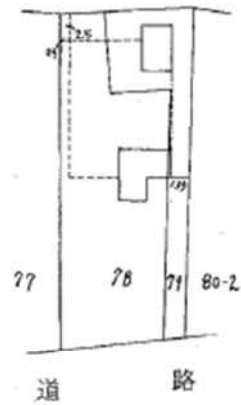
$420 \times 285 = 1197$   
 $270 \times 465 = 12555$   
 $215 \times 250 = 5375$   
計 2990  
床面積 2990㎡



$1260 \times 930 = 11718$   
 $360 \times 250 = 900$   
計 126180  
床面積 12618㎡



$630 \times 755 = 47565$   
 $360 \times 250 = 900$   
計 56565  
床面積 5656㎡



売却区分番号

S29-1



1 階



1 階



売却区分番号

S 29-1

2階



2階



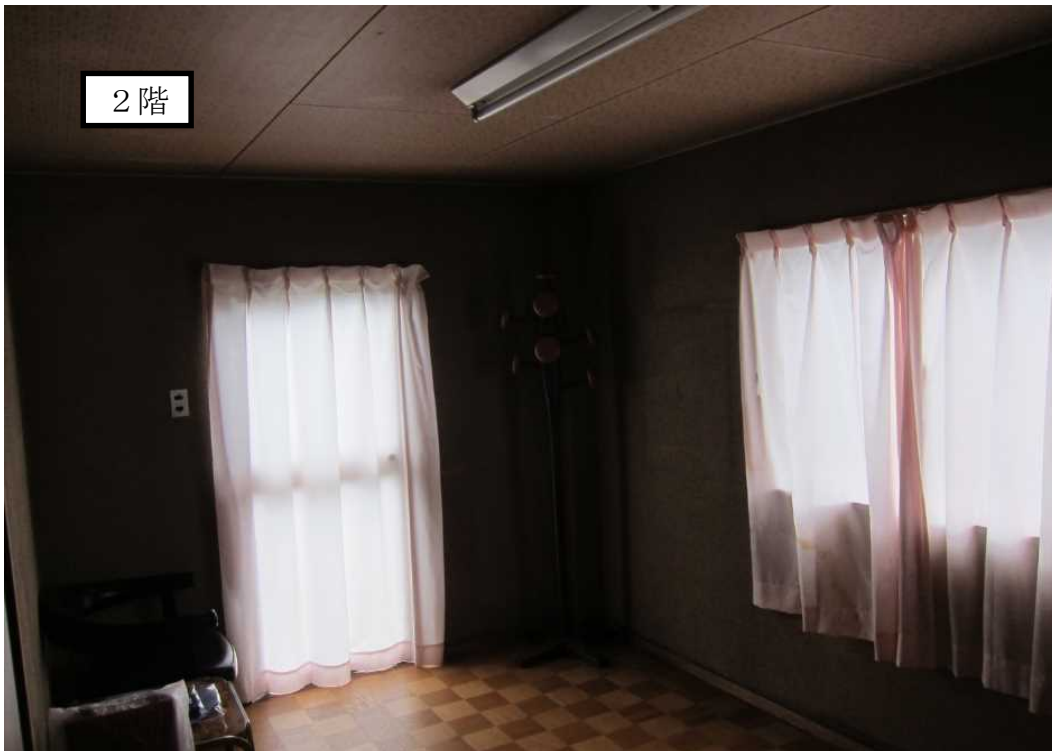
売却区分番号

S 29-1

2階



2階



売却区分番号

S29-1

3階



3階ベランダ



3階ベランダ





伊勢市公告第 65 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 9 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市公告第 66 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 29 年 9 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

## 伊勢市公告第 67 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 29 年 9 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上地町	雑種	白	雌	中	91 日 以上	黒色の首輪

2 抑留した日 平成 29 年 9 月 12 日

3 抑留期限 平成 29 年 9 月 21 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市議会公告第2号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市議会基本条例（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成29年9月6日

伊勢市議会議長 浜 口 和 久

- 1 案の題名  
伊勢市議会基本条例（案）
- 2 案の公告日  
平成29年7月12日
- 3 提出された意見の概要  
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市議会の考え方  
別紙のとおり
- 5 案の修正内容  
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市議会事務局に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市上下水道事業公告第2号

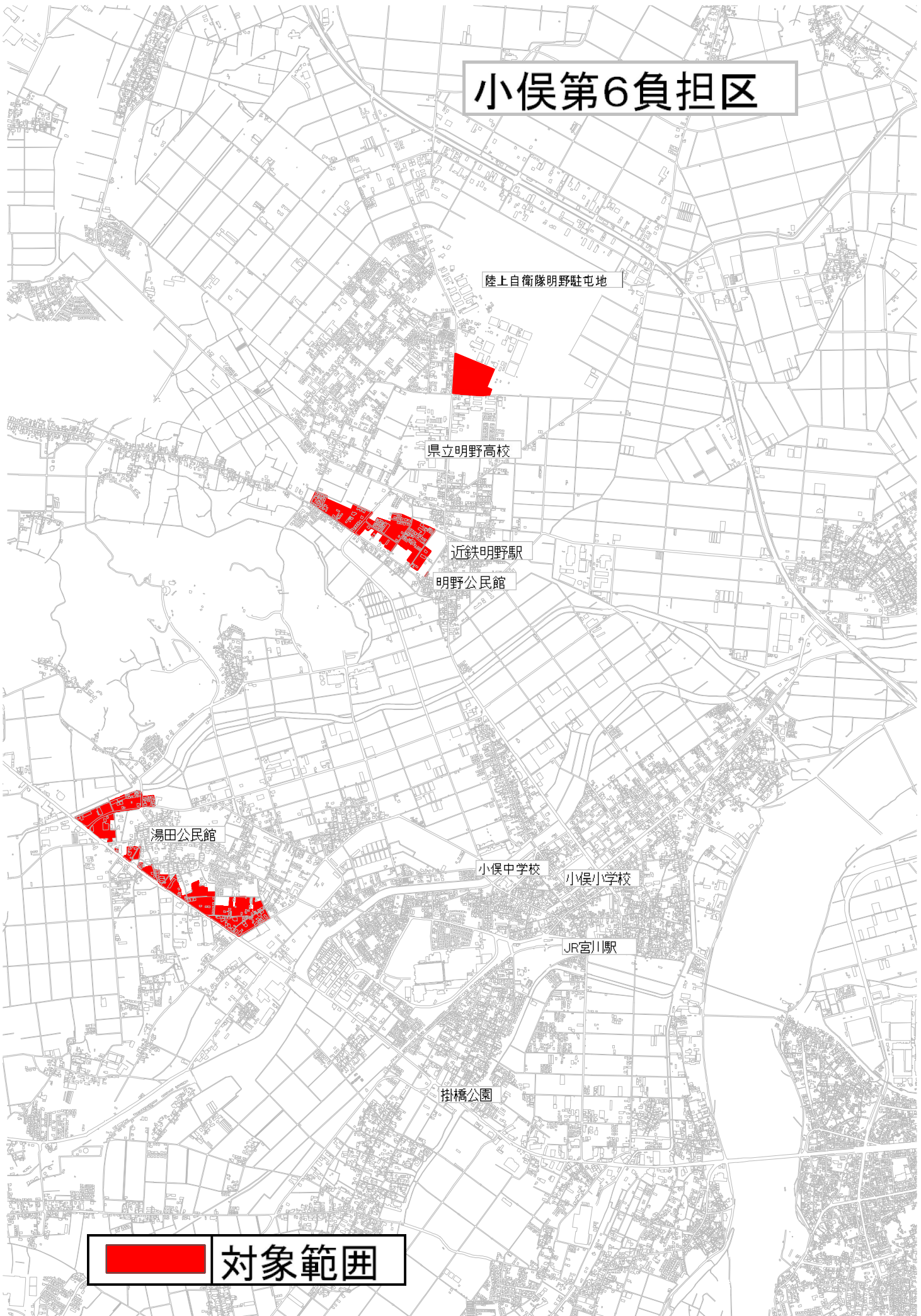
伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第3条第1項の規定により公共下水道事業受益者負担金の負担区を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により公告します。


平成29年9月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 負担区の名称  
小俣第6負担区
- 2 負担区の区域  
小俣町明野の一部、小俣町湯田の一部
- 3 負担地の地積  
22.54ha

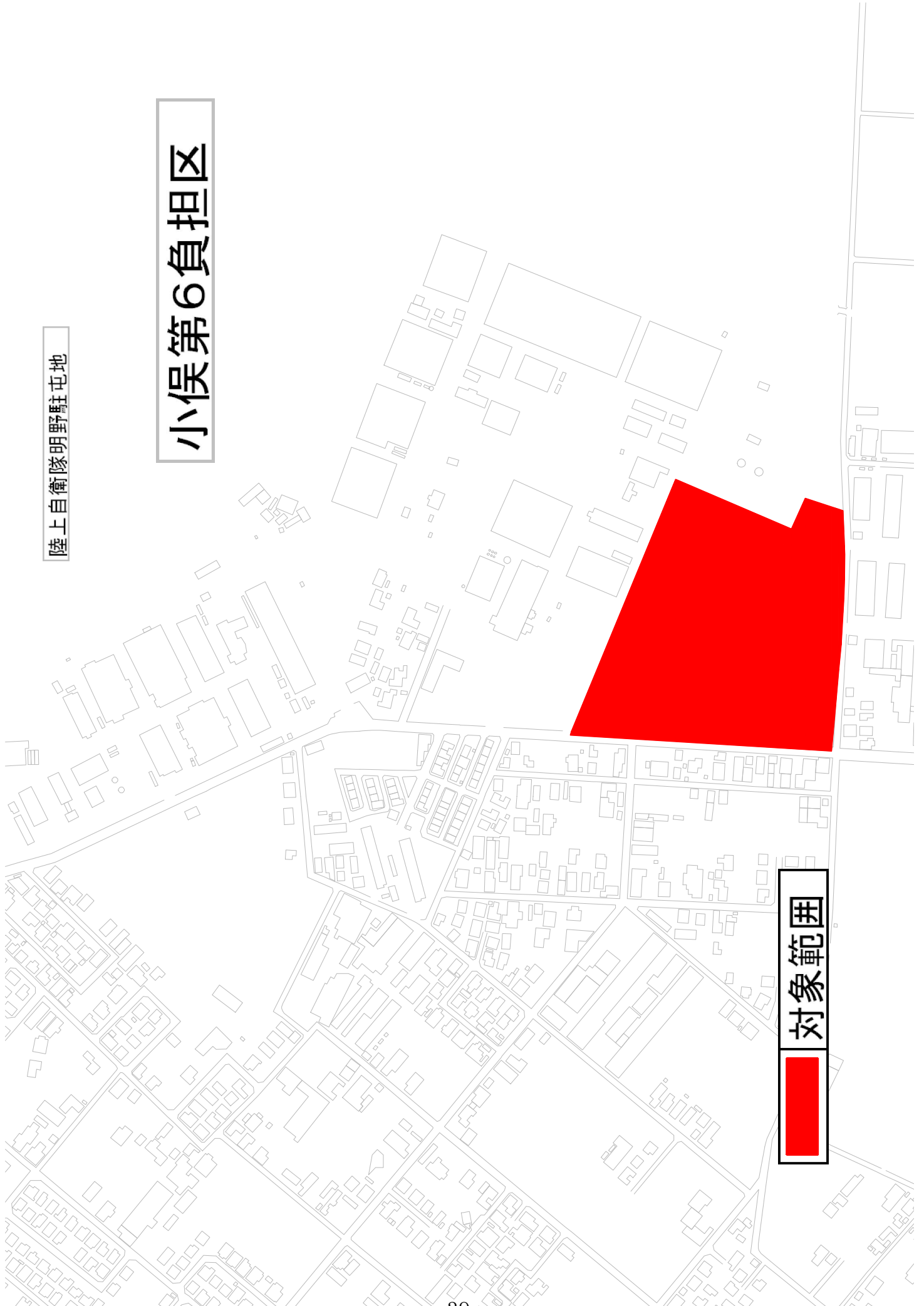
# 小俣第6負担区



 対象範囲

陸上自衛隊明野駐屯地

# 小俣第6負担区



対象範囲

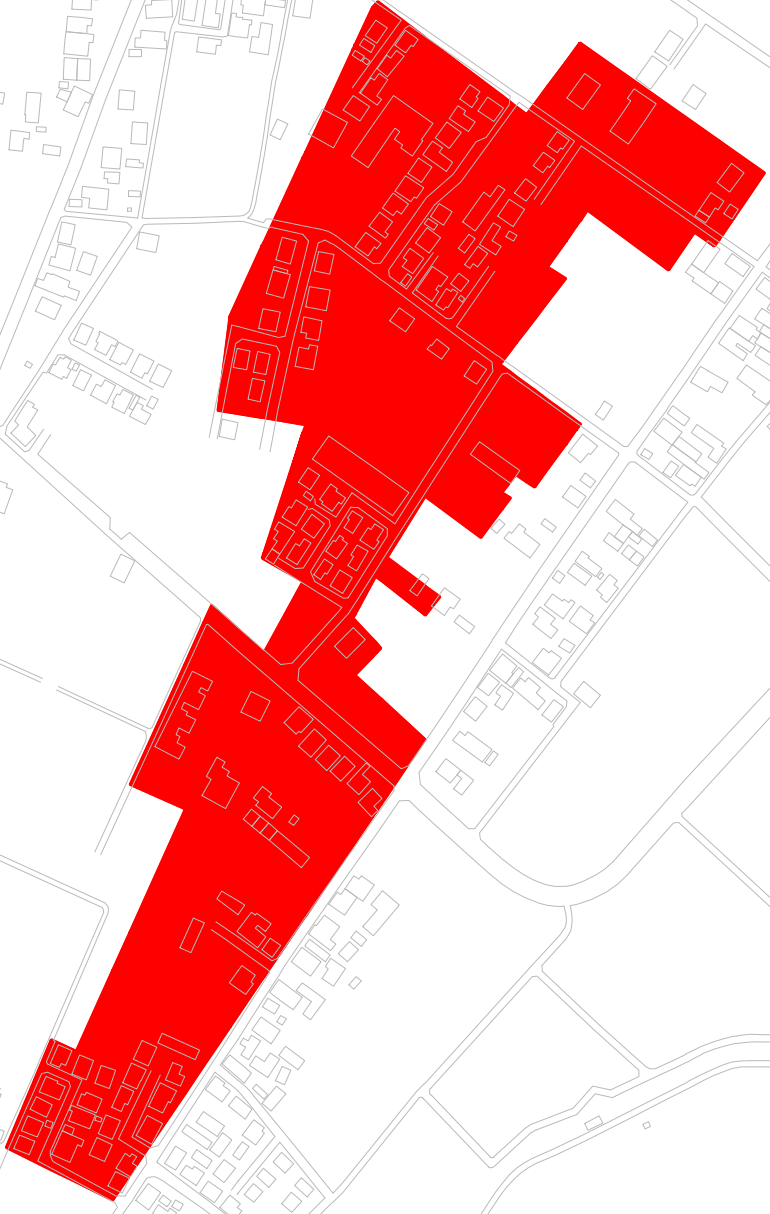


小俣第6負担区

近鉄明野駅

明野公民館

対象範囲





# 小俣第6負担区

湯田公民館

対象範囲

